

仕 様 書

- 1 件名
令和2年度ちば市議会だより新聞折り込み業務委託
- 2 委託内容
令和2年度におけるちば市議会だよりの新聞折り込みに関する業務一式
- 3 契約の種類
1部当たりの単価契約
- 4 委託期間
契約締結日から令和2年8月31日まで
- 5 新聞折り込みの実施回数・折り込み日・ページ数
 - (1) 折込回数
2回
 - (2) 折り込み日・ページ数

1回目	令和2年	5月	1日(金)	8ページ
2回目	令和2年	8月	1日(土)	4ページ

ただし、市は折り込み日を変更できるものとする。
- 6 ちば市議会だよりの規格
タブロイド判(4ページ:1回、8ページ:1回)
- 7 新聞折り込み対象新聞
朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、東京新聞、日本経済新聞、千葉日報(以下「指定紙」という。)の朝刊
同一専売店から複数の新聞を購読している世帯への折り込みは1部とするよう専売店を指導すること。
- 8 対象地域
千葉市内全域
- 9 新聞折り込み部数
 - (1) 各号 約300,000部
ちば市議会だより発行日の指定紙(朝刊)の新聞折り込み部数とする。
ただし、市は部数の増減ができるものとする。なお、受注者は、不足部数が生じ

ないよう調整し、事前に新聞折り込み部数を市に報告すること。

- (2) 新聞折り込み業務完了後、各新聞販売（専売）店への配布部数及び指定紙毎の配布部数の内訳報告書を作成し、市に提出すること。

10 ちば市議会だよりの受け取り・保管等

- (1) 受注者は、ちば市議会だよりを受け取る場所（以下、納入場所）を指定し、市に申し出ること。

市は、市が指定する日に、受注者が指定する納入場所に、ちば市議会だより制作等業務委託受注者によって、ちば市議会だよりを納品させることとする。

- (2) 受注者は、納入されたちば市議会だよりを、折り込み業務完了まで適切に保管すること。

11 新聞販売（専売）店への配布

- (1) ちば市議会だより発行日の指定紙（朝刊）の新聞折り込み部数を、各新聞販売（専売）店の新聞折り込み作業開始までに、各新聞販売（専売）店へ配送を完了すること。

- (2) ちば市議会だよりが確実に配布されるよう、受注者の休業日においても各新聞販売（専売）店と連絡体制を整えること。

12 支払金額の算定方法

市は、発行ごとに、委託業務完了後、契約金額（単価）に数量を乗じて得た額を支払うものとする。なお、支払金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

13 その他

- (1) その他契約の締結に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

- (2) 市は、発行スケジュールを作成し、受注者に提示する。

- (3) ちば市議会だよりが市の指示する日に確実に発行できるよう、市及びちば市議会だより制作等業務委託受注者との連絡体制を確保し、又スタッフ等を整えること。

- (4) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議して定めるものとする。